

令和5年度 黒滝村会計年度任用職員(集落支援員)の募集及び任用選考試験案内

令和5年5月8日
黒滝村住民生活課

- 受付期間 随時(土曜日、日曜日、祝日は、受付を行いません。)
※ 応募があり次第、受付を終了する場合があります。
- 面接日 申込受付後、追って面接日を連絡します。
- 面接会場 黒滝村役場 2階 委員会室

1. 職種・任用予定人数等

職 種	任用予定 人数	職 務 内 容
会計年度任用職員 (集落支援員)	1名	(1)集落点検の実施に関する事。 (2)集落のあり方に関する話し合いの促進に関する事。 (3)地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に関する事。 (4)村民と行政の連絡調整に関する事。 (5)道路等の草刈りや清掃等美化に関する事。 (6)その他、村長が特に必要と認める事。

2. 任用期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日

- ※ 任用開始日については、ご相談により許容の範囲内での変更も可能です。
- ※ 任用期間は、原則として更新しません。(任期の更新は、任期満了時の業務量及び従事している業務の進捗状況に応じ、勤務実績、態度及び能力等を考慮した上で行います。)

3. 受験資格

- (1) 普通自動車免許を有する人
- (2) 行政経験者、農業委員経験者、村議会議員経験者、その他ボランティア活動等地域の実情に詳しいもの
- (3) 地域の振興に熱意と識見を有するもの
- (4) 地方公務員法第16条に該当しない人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 試験の方法

種 目	内 容（時間については予定です。）
面 接	個別面接を行います。（9時45分～・1人15分程度）

5. 受験手続

（1）受験申込書用紙の請求

会計年度任用職員応募申込書は、黒滝村役場住民生活課で交付します。
また、黒滝村ホームページ(<http://www.vill.kurotaki.nara.jp>)にこの案内及び受験申込書様式（PDFファイル形式）を登載しますのでダウンロード可能です。

※ 郵便による請求の場合は、郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（長型3号[23.5cm×12cm]に84円切手を貼ったもの）を同封のうえ、下記あてに請求してください。

〔あて先〕 〒638-0292

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地

黒滝村役場住民生活課 会計年度任用職員任用係 あて

※ 請求用封筒表余白に「会計年度任用職員応募申込書請求」と朱書きして下さい。

（2）受験の申込方法

受験希望者は、所定の応募申込書に必要事項を記入し、黒滝村役場住民生活課・会計年度任用職員任用係に提出してください。また、履歴書（本人自筆で写真は、不要です。）を1部併せて提出してください。

※ 郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（長形3号[23.5cm×12cm]に84円切手を貼ったもの）を同封のうえ、下記あてに送付して下さい。

〔あて先〕 〒638-0292

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地

黒滝村役場住民生活課 会計年度任用職員任用係 あて

※ 申込封筒の表余白に「会計年度任用職員受験申込」と朱書きして下さい。

（3）受験受付票の交付

受験の申込を受理した場合は、受験受付票を交付（郵送）しますので、面接当日持参して下さい。

（4）受験受付期間

期間 随 時 （土曜日、日曜日、祝日は、受付を行いません。）

時間 午前8時30分～午後5時15分

※ 応募があり次第、受付を終了する場合があります。

6. 試験結果発表通知

選考後速やかに通知します。

7. 任用方法

- (1) 任用候補者名簿を作成し最終合格者の氏名を選考順に記載します。任用は名簿登録者のうちから任用します。
- (2) 任用は、原則として令和5年6月1日からです。
- (3) 任用期間は、原則として更新しません。(任期の更新は、任期満了時の業務量及び従事している業務の進捗状況に応じ、勤務実績、態度及び能力等を考慮した上で行います。)
- (4) 任用候補者名簿の有効期限は、原則として名簿が作成された日から1年間です。

8. 待遇等

- (1) 給 与 給料(月額) 166,000円～200,000円
(所得税、社会保険料等控除前)
- (2) 諸 手 当 通勤手当: 通勤距離に応じて支給します。(通勤距離が短い場合支給されないことがあります。)
- (3) 勤務時間 午前8時30分～午後4時45分(休憩を含む。)
- (4) 勤務日数 月16日
- (5) 休 日 週休日(毎週土・日曜日)、非定例日、国民の祝日に関する法律による休日及び、年末年始(12月29日から翌年1月3日)

9. 服 務 (人事評価制度、懲戒処分の対象)

任期中、以下の義務を負います。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32号)
- (2) 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33号)
- (3) 秘密を守る義務(地方公務員法第34号)
- (4) 職務に専念する義務(地方公務員法第35号)
- (5) 政治的行為の制限(地方公務員法第36号)
- (6) 争議行為等の禁止(地方公務員法第37号)
- (7) 営利企業への従事等の制限(地方公務員法第38号)

10. その他

黒滝村集落支援員設置要綱、黒滝村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則等、黒滝村の該当する条例等に準じての任用となります。

11. お問い合わせ先

黒滝村役場住民生活課 会計年度任用職員任用係
〒638-0292
奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地
Tel 0747-62-2031
Fax 0747-62-2569